

7 服 務

7-1 職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法第 35 条の規定により、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則で定める場合においては、限定的に当該義務を免除することがあります。

(令和 2 年度)

区分	研修参加	厚生計画参加	その他	合計
一般行政部門職員	202 件	4,439 件	6,236 件	10,877 件
府立学校教職員	506 件	3,668 件	45,048 件	49,222 件
警察職員	683 件	5,607 件	10,330 件	16,620 件

7-2 営利企業等の従事制限に関する許可等

職員は、地方公務員法第 38 条第 1 項の規定により営利企業等への従事が制限されていますが、任命権者の許可を受けた場合においては、営利企業等に従事することが認められています。

区 分	令和 2 年度件数 注1
一般行政部門職員	87 件(14 件)
府立学校教職員	451 件(16 件)
警察職員	58 件

注1 () 内は教育公務員特例法第 17 条第 1 項の規定による許可件数で内数。